

○第39回肥料・飼料等専門調査会

日時：平成22年7月28日（水）10：00～12：25

議事概要：

(1) 対象外物質（注）（イノシトール、コバラミン、チアミン、パントテン酸、ビオチン）

・審議の結果、「動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると考えられる。」とすることが了承され、評価書(案)を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*水溶性ビタミンで、動物用医薬品及び飼料添加物として使用されます。

(注) 対象外物質とは、食品衛生法に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質です。

(2) 動物用医薬品（セファロニウム）

・審議の結果、ADIを $0.0016\text{mg}/\text{kg}$ 体重/日とすることが了承され、評価書(案)を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*抗生物質で、牛の乳房炎の治療に用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。